

平成 23 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 9 号

専決処分の報告について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 30 日次のおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「35 万円」を「39 万円」に改める。

附則第 6 条を削り、附則第 7 条を附則第 6 条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。